

昭和四十一年法律第一号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

(目的) この法律は、わが国固有の文化的資産として国民に繼承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資することを目的とする。(定義)

(第二条) この法律において「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

(第三条) この法律において「歴史的風土」とは、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう。

(第四条) 国及び地方公共団体は、古都における歴史的風土が適切に保存されるように、この法律の趣旨を理解し、いやに努めるとともに、國及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。(歴史的風土保存区域の指定)

(第五条) 國土交通大臣は、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。

(第六条) 國土交通大臣は、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定するときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

(第七条) 國土交通大臣は、歴史的風土保存区域を定めるときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

(第五条) 國土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、関係地方公共団体及び社会

資本整備審議会の意見を聽くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画(以下「歴史的風土保存計画」という。)を決定しなければならない。

(第八条) 國土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

(第二条) 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。

一 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存のため必要があると認められたときは、當該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

三 その他歴史的風土の維持保存に関する事項

四 第十一条の規定による土地の買入れに関する事項

五 地方公共交通大臣は、歴史的風土保存計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

(第六条) 歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区(以下「特別保存地区」という。)を定めることができる。

(第七条) 地方公共交通大臣は、特別保存地区に関する都市計画が定められたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が特別保存地区である旨を明示しなければならない。

(第八条) 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 建築物その他の工作物の色彩の変更

五 屋外広告物の表示又は掲出

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 土石の類の採取

五 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

六 府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

七 前各号に掲げるものについては、同項の許可をしてはならない。

八 前各号に掲げるものについては、前項の法律により、市町村の区域を区分して二以上の特別保存地区ごとに定めることができる。

九 國土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聽かなければならぬ。

十 前各号に掲げるものについては、前項の法律により、市町村の区域を区分して二以上の特別保存地区ごとに定めることができる。

十一 國土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

十二 國土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

十三 國土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

十四 國土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

十五 國土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

十六 國土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

十七 國土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

十八 國土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日